

事故救済制度素案に関する検討事項について  
(第 3 回・第 4 回事故救済制度に関する専門部会での議論より)

ア 給付金額は妥当か。

素案

(給付金制度) 死亡 3,000 万円 (最大)、後遺障害 75 万円～3,000 万円、  
入院 10 万円 (最大)、通院 5 万円 (最大)、財物損壊 10 万円 (最大)、  
休業損害 5 万円 (最大)、被害者見舞 10 万円 (最大)  
(賠償責任保険制度) 人身・財物損壊 限度額 1 億円又は 2 億円又は 3 億円  
(傷害死亡・後遺障害保険) 死亡 100 万円、後遺障害 42 万円～100 万円

制度案

- ① 給付金と傷害死亡・後遺障害保険の額は、素案のとおりとする。
- ② 賠償責任保険の賠償額の上限は、2 億円とする。

<主な意見>

○給付金

- ・給付金の額について、死亡 3,000 万円、後遺障害 75～3,000 万円はそれなりの金額。
- ・被害者が市外の方の場合の見舞金 (最高 10 万円) については、増やしたほうがよいか検討が必要 (増やしたほうが良いという意見はなし)。
- ・見舞金は、(50 万円にしても) 実際に発生した損害の填補として十分でないことは明らか。

※見舞金について、50 万円とする場合は、給付金の年間保険料が神戸市民 1 名当たり 22 円に+2 円 (24 円) となる。

○賠償責任保険

- ・賠償責任保険の 1, 2, 3 億円は、予算等との見合いで検討せざるを得ないのでは。
- ・重大な後遺障害が発生した場合は 1 億円では足りない。
- ・被害者の方の遺失利益によっては、4, 5 億円までかかる場合もあるが、一般的に、2 億円は相当大きい。3 億円はめったに見ない金額。2 億円はひとつの目安となる。しかし、被害者が複数いる場合はもっと額が大きくなる。
- ・賠償額は 1 億円前後のケースが多く、2～3 億円はほとんどない。
- ・保険金は毎年掛け捨てとなるので、頻度の低い事故のために保険料をさらに毎年 1,500 万円 (賠償責任保険の登録者を約 7 万人とした場合の、限度額 1 億円の場合と 3 億円の場合の保険料の差) 上乗せすることについて、税金を支払う市民に説明がつくものか。

イ 被害者・加害者とも市民以外で、親族・監督義務者が神戸市民の場合の給付金の支給をどうするか。

**素案**

給付金の支給対象外

**制度案**

別居親族が準監督義務者と認められることはほぼ無いと考えられるため、被害者・加害者のいずれかが市民の場合のみ救済対象とする。

<主な意見>

- ・被害者・加害者とも市民でないため、本来の対象ではないことはっきりしている。JR 東海事故の判決では、法定の監督義務者に準ずるものが責任を負うことも言われているが、同居家族でも監督責任を負っていない。家族・準監督義務者である神戸市民が、同居もしていないのに賠償責任を負わされるケースは考えにくい。

ウ 鉄道遅延と類焼被害の給付金の支給をどうするか。

①電車の遅延損害

**素案**

鉄道遅延は給付金支給の対象外。

※人身・財物損壊を伴う鉄道遅延は賠償責任保険の対象となる。

**制度案**

給付金は支給対象外とする。賠償責任を負った場合は、賠償責任保険で十分カバーできる（人身・財物損壊を伴わない場合は対象外）。

※全国の鉄道遅延を給付金の対象とする場合は、給付金の年間保険料が神戸市民 1 名当たり 22 円に+8 円（30 円）となる。

※他の公共交通機関についても同様の扱い。

<主な意見>

- ・鉄道遅延は、議論の出発点（JR 東海の事故）ではあるが、きわめて特殊なケース。
- ・鉄道遅延について、責任がある場合は賠償責任保険の対象となっているので、責任の有無にかかわらない給付金は必要ないのでは。
- ・鉄道事故だけ純経済損失（遅延による損害）に給付金を出すことについては、積極的な意見はない。
- ・純経済損失は、例えば認知症の人が線路に飛び出し、電車が急ブレーキで停まり、人にケガはないが点検等で電車が遅延した場合くらいしかないのでは。
- ・少しでも人身・財物損壊があれば、賠償責任保険の対象となるのではないか。

## ②類焼被害

### 素案

類焼被害として給付金の上乗せはない。

※類焼被害の場合、財物損壊給付金（最大 10 万円）は支給される。

※重過失による火災は賠償責任保険の対象となる。

### 制度案

認知症の人の自宅での暮らしを支えるためにも、素案による 10 万円（財物損壊給付金）に 1 世帯当たり 30 万円（類焼被害給付金）を上乗せする給付金制度を設けることとする（最大 40 万円の給付）。

### 【類焼被害の給付金制度案】

給付対象者	認知症の神戸市民
補償内容	認知症の神戸市民が起こした火災事故による近隣第三者への損害（住宅及び家財）
給付金額	1 被災世帯 30 万円、1 事故最大 1,000 万円 ※財物損壊とあわせて最大 40 万円
年間保険料	神戸市民 1 名当たり 2 円

### <主な意見>

- ・類焼被害は一般的、比較的身近な問題。火の始末に懸念をもたれる方も多いただろう。
- ・類焼被害について、認知症の人にやさしいまちづくりという観点からは、補償したほうが趣旨に合う。近隣の人から、地域包括支援センターに、火事を起こされると怖いので施設に入ってほしいという相談も多々ある。類焼被害を補償対象に入れ、認知症の人の自宅での暮らしを支えるべき。
- ・最終的に対象にするとなった場合の予算、填補できる範囲については答えが出ていないが、類焼被害は現実にある身近な被害で、何らかの形で対応したほうがよいというご意見が多数あった。
- ・事業者案の一被災世帯 30 万円は、賃借している建物の場合は、建物所有者、家財所有者それぞれに 30 万円出るとのことか。そのように出せるのであれば助かる。

## エ 法人（例えば店舗・施設内などの事故）に対する給付金の支給をどうするか。

### 素案

法人は給付金支給の対象外（法人格を持たない個人商店等は対象）

### 制度案

給付金は支給対象外とする。賠償責任保険では対象となっており、さらに法人（施設等）の側でも保険に入っていると考えられるため、十分カバーできる。

### <主な意見>

- ・鉄道事故を対象に含めないのであれば、施設も同じ扱いでよいのでは。
- ・介護施設は施設で保険に入っているので必要ないのでは。
- ・精神科病院では、患者が器物を損壊した場合、患者・家族に賠償を求めている。家族が実費を払っているのではないか。
- ・賠償責任保険で法人もカバーされるということであれば、認知症の方に賠償責任保険に加入していただくことで一定対応できるのでは。
- ・店側が認知症の人の入店に対して消極的になることを避けることも、認知症の人にやさしいまちづくりの観点から求められる。引き続き検討したほうがよさそうだ。
- ・給付金の支給対象外とする理由として、賠償責任保険の対象であることに加え、法人（施設等）の側でも保険に入っていることが多いということもあるのではないか。

## オ 同居親族の被害に対する給付金の支給をどうするか。

### 素案

同居親族の被害に対する給付金は支給対象。

### 制度案

認知症の人を介護する家族をサポートするために、給付対象とする。

### <主な意見>

- ・これは提案の1つの特徴で心強い。ただ、人が多くいる場での事故は立証が容易だが、同居親族内で密室で事故が起きた場合は判定が難しい。判定委員会でどういう証拠をもとに判断するか。そこをクリアできたケースで給付金を支給できるのはメリットだと思う。
- ・モラルハザードの問題もあるが、JR 東海事故での判決では、家族が同居・接触・世話をしないほうが良いような方向になりかねない要素が入っていた。認知症の人を介護する家族をサポートする意味合いでも、入れたほうがよいかと。見極めの問題もあるが、どちらを重視するかが最終の判断に繋がる。素案は認知症の人の家族にとってはやさしいしくみ。
- ・この制度が本来救うべき対象ではないか。

カ 公的救済制度、加害者からの賠償との減額調整をどうするか。

素案

自賠責・労災保険の対象となる事故は給付対象外。その他の救済制度とは調整しない。

制度案

給付金については、迅速に支払うことを優先するため、素案のとおりとする。

※給付金を支給することが社会常識に照らし適切でない場合は、(仮称) 事故救済制度に関する給付金判定部会の判断に委ねる方向。

※犯罪が疑われる場合は警察への通報を求める方向

<主な意見>

- ・給付金は迅速に支給するもの。後から保険などが払われたことをどう把握するのか。非常に難しいだろう。
- ・技術的な問題。事務局が対応できるかという問題。

キ 賠償責任保険加入の対象者をどうするか。

素案

診断制度の受診者、見守りの対象者

制度案

これまでの議論どおり、神戸市の認知症診断制度で認知症と診断を受けた人（診断制度開始前に既に認知症と診断を受けた人も含む）を対象とする。

<主な意見>

- ・診断のインセンティブも重要ではあるが、すでに診断を受けている人も対象とすべき。

■事故救済制度に関する専門部会において、事故救済制度案とあわせて検討したが、推進委員会の審議することとした事項

ク 見守り（GPS等）について事故救済制度と併せて導入するか。

素案

GPSの配布（駆けつけサービス含む）、みまもりタグの配布（アプリの導入、感知器の設置含む）を活用した見守りによる事故予防

方向性 ※推進委員会で審議

GPSを導入することで事故を未然に防ぐことに繋がるので、事故救済制度と併せて導入した方がよいのではないかと（素案での250個を500個に拡充）。

対象者は、認知症診断制度により診断された方としてはどうか。

【GPSによる見守り（事業者案）】・・・初期経費と駆けつけサービス（保険）

初期経費	2,430,000円	まもるっく端末 500台配布
駆けつけサービス	2,242,400円	1事故あたり支払限度額 6,480円×最大3時間=19,440円 総支払限度額 10,000,000円 1名あたり最大6回まで
計	4,672,400円	

※月額利用料は別途、利用者本人の負担となる。

※「みまもりタグ」は、タグが発信する電波を、受信機（固定の感知器やアプリを入れたスマートホンなど）で感知することにより、位置を確認するものであり、感知器やスマートホンを持つ協力者が多数必要であるため、今回は導入を見送り、今後の検討とする。

<主な意見>

- ・この部会で事故救済制度のオプションとして検討すべきか。推進委員会で認知症の人を支える全体のしくみとして検討すべきか。  
→素案では付加サービスとなっている（保険料と別にプラス1,100万円）。内容の精査も必要だが、一部のサービスについては保険料に上乗せして導入することも考えられる。また、こういう制度があれば事故が少なくなるのではないかとということもある。

ケ コールセンターの開設時間をどうするか。

素案

平日9時～17時（24時間365日の開設も可能）

方向性 ※推進委員会で審議

24時間365日対応とする。

※コールセンターでは、事故が起こった際、今後の対応について助言等を行う。

コールセンターを平日の9時～17時に開設した場合、例えば、金曜日の17時以降に事故が起こった際、月曜日の9時まで今後の対応について相談できないのは、市民にとって不安ではないか。

<主な意見>

- ・24時間365日が家族としては安心。
- ・コールセンターの中身の問題。24時間体制で、何をしてもらえるのか。内容によって、別のことや別の方法に財源を当てたほうが良いかもしれない。
- ・件数が不透明。予算が数倍で、出来ることが変わらないのであれば、当初は9時～17時で様子を見てもよいのでは。